

春日部市地域包括支援センター運営等協議会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営の確保並びに法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（以下「密着型サービス」という。）の適切かつ円滑な実施を図るため、春日部市地域包括支援センター運営等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成21年条例7号・24年11号・27年18号〕

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 支援センターの設置等に関する事。
- (2) 支援センターの運営に関する事。
- (3) 地域の連携及び支援体制に関する事。
- (4) 密着型サービスの事業所の指定に関する事。
- (5) 密着型サービスの介護報酬、指定基準等に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識及び経験を有する者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 法に規定する被保険者又は被保険者を介護する者のうち、公募に応じた市民

一部改正〔平成23年条例20号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康保険部介護保険課において処理する。

一部改正〔平成20年条例4号・25年9号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日以前に委嘱された協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成20年3月18日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第7号）

この条例は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日条例第20号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第18号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。